

第 1 0 章 補助金交付事業



第10章 補助金交付事業

1 合併処理浄化槽設置整備補助事業

合併処理浄化槽は、し尿の他に台所、洗濯、風呂などの生活排水と一緒に処理するもので、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べると数倍もきれいな水を放流することができます。

平成23年度においては公共下水道未整備地区の海や河川等への汚濁負荷量の軽減を図るため10人槽以下の合併処理浄化槽の設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助金のあらましは以下のとおりです。

◎ 補助金を受けられることができる方

専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）に合併処理浄化槽を設置する方

◎ 補助を受けられる地域

下水道法に基づく公共下水道認可区域以外の地域

◎ 補助対象となる浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理し、BODの除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽

ただし、国庫補助指針が適用される浄化槽にあっては同指針に適合するもの

◎ 補助金の額（平成23年度）

合併処理浄化槽の設置に要する費用以内の額で、次の額を限度とします。

人 槽 区 分	5 人	6～7 人	8～10 人
補 助 限 度 額	千円 310	千円 360	千円 454

◎ 実 績

人槽区分	5 人	7 人	10 人	計	補 助 金 交 付 額
平成19年度	14件	35件	4件	53件	千円 18,756
平成20年度	18件	32件	3件	53件	千円 18,462
平成21年度	22件	25件	2件	49件	千円 16,728
平成22年度	19件	14件	3件	36件	千円 12,292
平成23年度	13件	9件	3件	25件	千円 8,632



2 低公害車購入費補助事業

自動車の排気ガスによる大気汚染が、わたしたちの生活環境に影響を与えるとともに、地球温暖化の要因の一つにもなっています。

刈谷市では、低公害車を新車購入する方に対して、平成 11 年度から補助金を交付しています。

また、平成 21 年度から、市内の事業者についても補助金の交付対象としています。

◎ 補助金を受けることができる方

【個人用】

低公害車を非営利目的で購入する個人の方で、車検証の登録年月日前 6 月以上引き続き市内に住所を有する方

【事業者用】

市内に事務所又は事業所を有し、低公害車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するために購入する事業者（同一業者については 1 年度 1 台）

◎ 補助対象となる車種

電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車

※ただし、事業者用のハイブリッド自動車の場合は排気量が 1800cc 以下のものに限る。

◎ 補助金の額

【平成 23 年 3 月 31 日までに新車登録をした車両】

一律 12 万円

【平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに新車登録をした車両】

一律 10 万円

◎ 実 績

年 度	補 助 台 数	補 助 金 額	備 考
平成 19 年度	77 台	6,160 千円	全てハイブリッド自動車
平成 20 年度	95 台	7,600 千円	全てハイブリッド自動車
平成 21 年度	879 台	104,160 千円	全てハイブリッド自動車
平成 22 年度	978 台	117,360 千円	電気自動車 2 台 ハイブリッド自動車 976 台
平成 23 年度	1,152 台	115,420 千円	電気自動車 11 台 ハイブリッド自動車 1,141 台



3 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

太陽光発電システムは、無尽蔵な自然エネルギーであり、クリーンな石油代替エネルギーでもある太陽光を利用して電気をつくるものです。そして、エネルギー安定供給の確保、地球環境保全の観点から極めて有効であり、エネルギー確保の新しい手段として期待されています。

刈谷市では、平成 11 年度から太陽光発電システムを設置する方に対して、補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、または市の補助認定を受けている太陽光発電システムが設置されている建売住宅を購入した方

◎ 対象システム

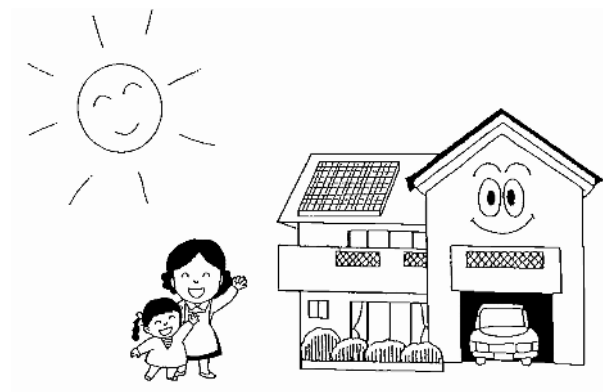
低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は I E C 等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値とする。）が 1 0kW 未満であり、かつ、未使用であるシステム

◎ 補助金の額

6 万円にシステムの最大出力値（4kW を限度）を乗じた額（千円未満切り捨て）

◎実 績

年 度	補助件数	補助金額
平成 19 年度	54 件	15,837 千円
平成 20 年度	89 件	26,223 千円
平成 21 年度	307 件	98,540 千円
平成 22 年度	353 件	78,008 千円
平成 23 年度	469 件	103,144 千円



4 高効率エネルギーシステム設置費補助事業

私たちの快適な生活は、資源やエネルギーの大量消費との引き換えのうえに成り立っています。しかし、その結果、地球温暖化という地球規模の大きな問題が生じており、二酸化炭素排出抑制、省エネルギー対策は急務となっています。

刈谷市では、地球温暖化対策の一環として、平成 17 年度よりエネルギーを無駄なく、効率的に利用することができる「高効率エネルギーシステム」を設置する方に対し、補助金を交付しています。

※平成 23 年度から CO₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器、ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器を対象から除外。

◎ 補助金を受けることができる方

市内に住所を有し自らが居住する市内の住宅にエネファームを設置した方及び市内に住所を有し自らが居住する市内の新築のエネファーム付住宅を購入した方で、一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）から補助金の交付を受けた方

◎ 対象システム

エネファーム（燃料電池コージェネレーションシステム）

◎ 補助金の額

1 基につき 100,000 円

◎ 実績

年度	給湯器	補助件数	補助金額
平成 19 年度	ガスエンジン給湯器	17 基	11,790 千円
	潜熱回収型給湯器	116 基	
	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	230 基	
平成 20 年度	ガスエンジン給湯器	18 基	8,840 千円
	潜熱回収型給湯器	132 基	
	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	149 基	
平成 21 年度	ガスエンジン給湯器	14 基	15,970 千円
	潜熱回収型給湯器	146 基	
	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	327 基	
平成 22 年度	ガスエンジン給湯器	0 基	1,475 千円
	潜熱回収型給湯器	17 基	
	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	8 基	
	燃料電池コージェネレーションシステム	9 基	
平成 23 年度	燃料電池コージェネレーションシステム	19 基	1,900 千円

5 住宅用太陽熱利用システム設置費補助事業

太陽熱利用システムは、太陽の熱エネルギーを利用して、給湯や暖房等に利用するものであり、化石燃料に替わる、代替エネルギー効果が期待され、地球温暖化対策として極めて有効です。

刈谷市では、平成 18 年度から太陽熱利用システムを設置する方に対して、補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

自ら居住する市内の住宅に太陽熱利用システムを設置する方。ただし、住宅用太陽光発電システムと一体型のシステムを設置した方については、刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金との併給はできません。また、補助金の交付は、1 棟につき 1 回を限度としています。

◎ 対象システム

下記の太陽熱利用システムで、財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの。

自然循環型システム

強制循環型システム

空気集熱型システム

◎ 補助金の額

自然循環型システム 25,000 円

強制循環型、空気集熱型システム 50,000 円

◎実 績

年 度	自然循環型	強制循環型	空気集熱型	補助金額
平成 19 年度	—	6 件	—	300 千円
平成 20 年度	—	9 件	—	450 千円
平成 21 年度	—	6 件	—	300 千円
平成 22 年度	—	1 件	—	50 千円
平成 23 年度	2 件	2 件	0 件	150 千円

※表中の「—」は補助対象外



(このページは空白です)